

入 札 公 告（総合評価落札方式（簡易型Ⅰ事後確認型）入札後審査型・個別事項）

下記の委託業務について、制限付き一般競争入札（入札後審査型）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6及び静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号。以下「規則」という。）第34条の規定により公告する。この業務委託の入札執行等については、関係法令に定めるもののほか、本公告及び入札公告（総合評価落札方式（簡易型Ⅰ事後確認型）入札後審査型・共通事項）（以下「共通事項」という。）により行うものとする。

この入札は、静岡県電子入札システムにより執行するものとし、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録制度（以下「事前審査登録制度」という。）を適用する入札であり、事前審査登録制度対象となっている評価項目の根拠資料は不要である。

- 1－1 公 告 日 令和8年8月20日
1－2 入札執行者 静岡県知事 鈴木 康友
1－3 この入札に関する契約条項を示す場所及び事務を担当する機関（以下「契約条項を示す場所」という。）

〒420－8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号
静岡県交通基盤部 建設政策課イノベーション推進班 電話 054-221-3396
E-mail : mirai@pref.shizuoka.lg.jp

1－4 業務内容等

入札番号	交政建第 00001 号
業務名	令和8年度〔第38－X1112－01号〕二級河川巴川ほかインフラメンテナンスデジタル活用推進事業に伴う河川管理の効率化検討業務委託
施行箇所	静岡市葵区古庄地先ほか
業務概要等	計画準備、現地踏査、点検等の管理行為の状況と課題の整理、効率的な点検・記録手法の検討、現場実証実験、とりまとめ、報告書作成
期 間	契約締結の翌日から令和9年3月23日限り
使用する主要な資機材	—
落札方式	本業務は、施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件をもって落札者を決定する総合評価落札方式の建設関連業務である。
総合評価落札方式採用の理由	本業務は、技術的な工夫の余地があり、業務の実施方針を求め、入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して、事業の成果に相当程度の差異が生じると認められるため、総合評価落札方式（簡易型Ⅰ）を適用する。

1－5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満足していることについての確認を受けた者であること。

条 件	左記の詳細
(1) 静岡県建設関連業務委託競争入札参加資格の認定業種	土木関係建設コンサルタント業務及び測量業務
(2) 建設関連業務委託の競争入札参加者の総合点数（条件とする場合）	条件としない
(3) 入札参加資格条件におけ	本社、営業所（入札及び業務委託契約に関する権限等の委任を受けてい

る本社、営業所の所在地 (条件とする場合)	ること) が県内にあること。
(4) 入札参加資格条件における同種業務の実績 (条件とする場合)	- 平成 28 年 4 月 1 日以降に完了しているもので、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した「河川堤防等河川管理施設の点検手法検討又は評価手法検討を含む業務実績」を有すること。 ○参加資格条件における同種業務の実績を確認できる以下の書類を入札後に提出する入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）に添付すること。 ・入札公告「共通事項」 2－2 に記載されているもの ・当該業務の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合）
(5) 入札参加資格条件における建設コンサルタント登録規程 (条件とする場合)	・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日建設省告示第 717 号）に基づく、「河川、砂防及び海岸・海洋部門」部門の登録を受けていること。 ○参加資格条件における登録状況を確認できる以下の書類を入札後に提出する資格確認資料に添付すること。 ・入札公告「共通事項」 2－2 に記載されているもの ・建設コンサルタント登録規程による登録証明の写し等（必要な場合）
(6) 入札参加資格条件における、右に掲げる基準を満たす管理技術者、照査技術者を当該業務に配置できること。 (条件とする場合)	〔管理技術者〕 次のア、イ、ウの条件をすべて満たす者 ア 管理技術者又は担当技術者として、1－5 (4) に掲げる業務の経験を有すること イ 次のいずれかの資格を有する者。なお、入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出期限までに技術士やシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）等の登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加する為には資格確認通知の日までに登録証の写しを提出しなければならない。 (ア) 技術士〔建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 (イ) 技術士〔総合技術監理部門：「建設一河川、砂防及び海岸・海洋」〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 (ウ) RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋部門）の資格を有し登録証書の交付を受けている者。 ウ 入札執行日以前に 3 か月以上の雇用関係があること 〔照査技術者〕（管理技術者との兼務不可） 次のア、イの条件をすべて満たす者 ア 次のいずれかの資格を有する者。なお、入札参加資格確認申請書（以下「資格確認申請書」という。）の提出期限までに技術士やシビルコンサルティングマネージャー（以下「RCCM」という。）等の登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば申請書を提出することができるが、この場合、申請書提出時に当該資格の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が入札に参加する為には資格確認通知の日までに登録証の写しを提出しなければならない。 (ア) 技術士〔建設部門：「河川、砂防及び海岸・海洋」〕の資格を

	有し、技術士法による登録を行っている者。 (イ) 技術士〔総合技術監理部門：「建設―河川、砂防及び海岸・海洋」〕の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。 (ウ) R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋部門)の資格を有し登録証書の交付を受けている者。 イ 入札執行日以前に3か月以上の雇用関係があること ○参加資格条件における技術者の資格、同種業務の経験、雇用関係を確認できる以下の書類を入札後に提出する資格確認資料に添付すること。 ・入札公告「共通事項」2－2に記載されているもの ・資格を証明する書面の写し（必要な場合） ・当該業務の概要が記された設計図書の写し等（必要な場合） ・自社との雇用関係を証する書面（必要な場合）
(7) その他の条件	入札公告「共通事項」2－1に記載のとおり

1－6 技術資料

(1) 提出方法	入札前に提出する技術資料は、1－8の入札日程に記載する資格確認申請書と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。
(2) 提出期間	入札前に提出する技術資料は、資格確認申請書と同様とする。 入札後に提出する技術資料は、資格確認資料と同様とする。
(3) 技術資料の内容	ア 入札前に提出する技術資料は以下のとおりとする。また、以下に記した様式とは別に様式4号及び様式5号の根拠となる添付書類（以下、「根拠書類」という。）については、開札の結果、落札候補者になった者のみが提出する。ただし、技術資料に添付する根拠書類のうち、資格確認資料の添付資料と同一のものは省略できる。 (ア) 技術資料（表紙）（様式1号） (イ) 評価点確認申請書（様式2号） (ウ) 業務実施体制（様式3号） (エ) 予定技術者の経歴（様式4号） (オ) 企業の能力等（様式5号） (カ) 業務における実施方針等（様式6号） イ 技術資料の作成上の注意事項 【評価点確認申請書】（様式2号） a 様式の記載について ・評価項目のうち、「予定技術者の経験及び能力」及び「企業の能力等」について、評価項目の各様式に基づいた評価点を申請する。ただし、事前審査登録制度の対象となるものは、<u>事前審査登録制度に登録された内容で評価するので、記載及び根拠書類を添付する必要はない。</u>なお、様式2号の申請点に誤りがあった場合は、評価項目の各様式に記載されている内容や根拠書類に関係なく、本来の評価より自己申請が低い場合は修正を行わず、自己申請が高い場合のみ本来の評価に下方修正する。 ・担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表となる担当技術者の評価点を記載すること。ただし、担当技術者の業務を分担して実施する場合（例

例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均（少数第三位を四捨五入し、少数第二位まで）を評価点に直接入力すること。

【業務実施体制】（様式 3 号）

a 様式の記載について

- ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を記載する。
- ・管理技術者は担当技術者と兼ねることができる。ただし、この場合、総合評価の予定技術者の経験及び能力の評価時においては、管理技術者としての評価を行ない、担当技術者としての評価はしないものとする。
- ・担当技術者を複数配置する場合は、代表となる担当技術者を評価の対象とするため、代表担当技術者が明確にわかるようにすること。ただし、業務を分担して実施する場合（例えば橋梁の下部工と上部工や、躯体と設備など）の担当技術者の評価点については、各分担業務における代表となる担当技術者の平均とする。

【予定技術者の経歴】（様式 4 号）

a 様式の記載について

- ・配置を予定する管理技術者、担当技術者及び照査技術者の氏名等を記載する。また、実際の業務実施にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等に限る。
- ・評価項目における同種又は類似業務経歴は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、平成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了した業務における経験を記載する。
- ・次に示す評価項目における業務経験がある場合は、様式 4 号に記載すること。

同種業務	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、河川堤防等河川管理施設において、UAV レーザー測量又は UAV 3 次元写真測量を活用した点検手法検討又は評価手法検討業務の経験
類似業務	国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、河川堤防等河川管理施設において、360° カメラなどによる簡易な 3 次元測量を活用した点検手法検討又は評価手法検討業務の経験

- ・CPD（CPDS）の評価対象は建設系 CPD 協議会加盟団体のうち、下表の 18 団体とし、各団体設定の 1 年間の推奨単位以上の単位取得がある場合に加点評価する。
- ・これらの中から該当する継続教育（1 団体）について記載する。

団体名	年間推奨単位 C P D 単位/年
（公社）空気調和・衛生工学会	50
（一財）建設業振興基金	12

	(一社) 建設コンサルタンツ協会	50
	(一社) 交通工学会	50
	(公社) 地盤工学会	50
	(一社) 全国測量設計業協会連合会	20
	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50
	(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20
	(一社) 全日本建設技術協会	25
	(公社) 土木学会	50
	(一社) 日本環境アセスメント協会	50
	(公社) 日本技術士会	50
	(公社) 日本造園学会	50
	(公社) 日本都市計画学会	50
	(公社) 農業農村工学会	50
	(公社) 日本建築士会連合会	12
	(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20
	土質・地質技術者生涯学習協議会	50
	・当該地域の業務実績は、配置予定技術者が管理技術者又は担当技術者として従事した、令和3年4月1日から技術資料提出日までに完了した業務における経験を記載する ・配置予定技術者の手持ち業務は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円（税込）以上の他の業務（本県以外の発注者のものも含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定含む）すべての件数を記載すること。ただし、合計手持ち業務件数が5件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。	
	b 根拠書類について ・評価項目における評価基準に該当していることが確認できる配置予定技術者の保有資格の資格証の写しを添付すること。 ・記載した業務が、評価項目における評価基準に該当していることが確認できる資料（契約書の写し及び業務計画書又は報告書の該当部分の写しなど。）を添付すること。ただし、当該業務が平成28年4月1日以降に完了した業務で、一般財団法人日本建設情報総合センターの測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に登録されており、技術資料提出時にその内容により実績の内容が確認できる場合には、様式に TECRIS 登録番号を記載することで、資料の提出に代えることができる。 ・CPDの取組状況が、推奨（目標）単位以上取得している場合には、各団体が発行する取得単位の証明書の写しを添付すること。（推奨単位未満の場合は不要）証明書の単位取得期間については、令和6年4月1日から令和8年3月31日までのうち、任意の1年間とする。取得単位が年度で証明される団体においては、令和6年度又は7年度とする。なお、下記のいずれかに該当する場合は評価の対象とならないので注意すること。 ・取得単位が1年間の推奨単位未満 ・証明書の単位取得期間が1年間を超える場合や、1年間に満たない場合	

	・ 証明書の単位取得期間が 1 年間であっても令和 6 年 4 月 1 日より前の日を含む場合 ・ 証明書の単位取得期間が 1 年間であっても令和 8 年 3 月 31 日を超える日を含む場合 ・ 取得単位が年度で証明される団体で、令和 5 年度又は令和 8 年度の証明の場合 【企業の能力等】(様式 5 号) a 様式の記載について ・ 企業の地理的条件とは、本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加者名簿に登録されている）の所在地を記載する。 b 根拠書類について ・ 評価項目の評価基準における評価対象地域に本社、委任先営業所等がある場合は、証明する書類（登記簿謄本等の必要な部分）を提出すること。 【業務における実施方針等】(様式 6 号) a 様式の記載について ・ 「①業務の目的及び制約条件等の課題について」、「②抽出した課題に関する対応方針について」を A 4 版 1 ページに記載する。概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・ 文字サイズは 11 ポイントを基本とし、文字間隔は標準とする。 ・ 記載する本文中には、提案者名が特定又は推測できるような記載やロゴマーク等の使用は避けること。
--	---

1－7 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点するものとする。

ア 技術評価

(ア) 予定技術者の経験及び能力 (36 点)

	評価項目			配点 (32 点)		
	【注 1】			管理技術者	担当技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格	評価対象期間	評価基準		
			制限なし	技術者資格を下記の順位で評価する。 ① 技術士（次の部門・選択科目に限る）	①4 点	①2 点
				建設部門（河川、砂防及び海岸・海洋）又は総合技術監理部門（建設—河川、砂防及び海岸・海洋）	②2 点	②1 点
				② R C C M（次の部門に限る） 河川、砂防及び海岸・海洋部門	③0 点	③0 点
				③ 上記以外		

業務経験等	業務経験	平成28年4月1日から技術資料提出日まで	同種又は類似業務(※1)の経験を下記の順位で評価する。 ①【同種】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、河川堤防等河川管理施設において、UAV レーザー測量又は UAV 3次元写真測量を活用した点検手法検討又は評価手法検討業務の経験を有すること。 ②【類似】 国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した、河川堤防等河川管理施設において、360° カメラなどによる簡易な3次元測量を活用した点検手法検討又は評価手法検討業務の経験を有すること。 ③【その他】 上記以外	①4点 ②2点 ③0点	①2点 ②1点 ③0点	①2点 ②1点 ③0点
	CPD (CPDS)	令和6年度から令和7年度までのうち、任意の1年間	建設系CPD協議会加盟団体のうち、推奨(目標)単位を設定している団体の認定するCPD (CPDS) の実績(※2)について下記の順位で評価する。 ① 1か年のCPD (CPDS) が推奨(目標)単位以上 ② 上記以外	①2点 ②0点	①1点 ②0点	①1点 ②0点
	情報収集力	令和3年4月1日から技術資料提出日まで	業務経験(※3)の有無について下記の順位で評価する。 ① 静岡県内における業務経験あり ② △△△における業務経験あり ③ 上記以外	①2点 ②1点 ③0点	① 1点 ②0.5点 ③ 0点	① 1点 ②0.5点 ③ 0点
	専任性	手持ち業務量 公告日	契約金額500万円以上の業務で、管理技術者又は担当技術者として従事しているすべての手持ち業務件数(※4)について下記の順位で評価する。 ① 手持ち業務の件数が0～1件 ② 手持ち業務の件数が2件 ③ 手持ち業務の件数が3～4件 ④ 上記以外	①2点 ②2点 ③1点 ④0点	①4点 ②2点 ③0点 ④0点	①2点 ②2点 ③1点 ④0点

※1 配置予定技術者の同種又は類似業務経験は、管理技術者又は担当技術者として従事した、平

成 28 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験の場合は、分担業務の経験を業務経験として認め、分担業務内容が分かる協定書の写しの提出を求め確認する。

- ※ 2 配置予定技術者の C P D の実績は、令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までのうち、任意の 1 年間において、建設系 C P D 協議会の各構成団体設定の 1 年間の推奨（目標）単位以上の単位取得がある場合を評価する。

単位取得は建設系 C P D 協議会の各構成団体が発行する証明書の写しの提出を求め確認する。なお、証明書の単位取得期間が 1 年間を超える場合や 1 年間に満たない場合は評価の対象としない。

- ※ 3 配置予定技術者の当該地域における業務経験は、国、地方公共団体又は特殊法人等が発注した建設関連業務において管理技術者又は担当技術者として従事し、令和 3 年 4 月 1 日から技術資料提出日までに完了している業務を対象とする。また、設計共同体による業務経験についても評価対象とする。

- ※ 4 配置予定技術者の手持ち業務量は、公告日において、完了していない契約済みの契約金額 500 万円以上の他の業務（本県以外の発注者のものを含む）で管理技術者又は担当技術者として従事している（従事予定を含む）全ての件数とする。ただし、合計手持ち業務件数が 5 件以上の場合は、業務名等の記載は不要とする。また、設計共同体による業務量についても各構成員の業務量とする。

【注 1】予定技術者の経験及び能力に関する評価点については、配点合計である 32 点を 36 点に換算する。
（予定技術者の経験及び能力に関する評価点＝技術得点×36/32）

（イ）企業の能力等（14 点）

	評価項目			配点（16 点） 【注 2】
		評価対象 期間	評価基準	
企業の能力等	確実性	業務成績	当該業務の発注業種と同業種の業務成績の平均点（※ 5）を下記の順位で評価する。 ① 81 点以上 ② 80 点以上 81 点未満 ③ 80 点未満	① 6 点 ② 3 点 ③ 0 点
		優良業務委託表彰	当該業務の発注業種と同業種の優良業務委託表彰の実績（※ 6）を下記の順位で評価する。 ① 知事表彰の実績あり ② 部長表彰の実績あり ③ 所属長表彰の実績あり ④ 上記以外	① 3 点 ② 2 点 ③ 1 点 ④ 0 点
		I S O の取組	品質管理・環境マネジメントシステムの取得状況（※ 7）を下記の順位で評価する。 ① ISO9001 若しくは ISO14001 の認証を取得済み ② 上記以外	① 2 点 ② 0 点
	地域貢献等	地理的条件	本社又は営業所等（静岡県建設関連業務委託に係る入札参加資格者名簿に登録されている）の有無を下記の順位で評価する。 ① ○○○○事務所管内に本社を有する。 ② 上記以外	① 2 点 ② 0 点

	災害協定	(活動実績) 令和3年度 から 令和7年度 (災害協定) 令和8年3 月31日時点	静岡県との災害協定に基づく活動実績及び災害協定 (※8)の有無を下記の順位で評価する。 ① 災害協定に基づく活動実績あり ② 災害協定の締結あり ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	地域貢献活動	令和7年度	静岡県内における地域貢献活動の有無を下記の順位 で評価する。 ① 企業の活動実績あり(※9)及び協働活動の支援 実績あり(※10) ② 企業の活動実績あり(※9)又は協働活動の支援 実績あり(※10) ③ 上記以外	① 2点 ② 1点 ③ 0点
	雇用実績	令和7年度	新規雇用実績(※12)の有無を下記の順位で評価す る。 ① 雇用実績あり ② 上記以外	① 1点 ② 0点

※5 企業の業務成績は、建設事務総合システム（静岡県交通基盤部、経営管理部、暮らし・環境部、スポーツ・文化観光部、経済産業部、企業局の発注業務）に登録された過去3か年度（令和5年度から令和7年度に完了した当初契約金額100万円以上の業務）の平均点（当該業務の発注業種と同業種【建設コンサルタント・地質調査】）で評価する。また、発注業種と同業種の成績評定点がない入札参加者については加算しない。

※6 優良業務委託表彰は、令和6年度又は令和7年度の表彰（表彰対象業務はそれぞれ前年度完了業務）における、静岡県交通基盤部又は経済産業部が行う委託表彰6部門のうち、表彰された業務と発注業務が同業種（建設コンサルタント、地質調査）の場合に限り、加算評価の対象とする。また、設計共同体による表彰の実績は代表者及び構成員共に評価の対象とする。

※7 企業のISOの取組状況は、令和8年3月31日までに品質管理・環境マネジメントシステムの認証取得がある場合（有効期間内のもの）に評価する。

※8 「災害協定の締結あり」とは、静岡県知事部局（危機管理部、経営管理部、暮らし・環境部、スポーツ・文化観光部、健康福祉部、経済産業部、交通基盤部）との協定を対象（企業局、がんセンター局、教育委員会、警察本部との協定は対象外）とし、令和8年3月31日時点で協定を締結しているものとする。企業の災害協定における活動実績は、令和3年度から令和7年度とし、災害協定の締結がある場合に、静岡県（土木事務所、農林事務所及び港湾・漁港関係事務所（局））が災害協定による業務実施要請を行い、令和7年度までに完成、引き渡しが完了した活動実績（建設関連業務）を評価する。

※9 【企業の活動実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県内の公共土木施設（※11）の美化活動や環境保全活動で、企業が自発的に行う活動や企業が所属する協会等が主催する活動への活動実績を評価する。

静岡県との協働による公共土木施設（※11）の維持管理等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）の活動実績を評価対象とし、一社一村しずおか運動による活動への活動実績についても評価対象とする。

—[根拠書類]—

①行政機関若しくは町内会長の記名等に証明書、感謝状、新聞記事、地域情報誌等。なお、新

~~聞記事や地域情報誌は実施時期、実施内容及び会社名が証明できるものとする。~~

~~企業が所属する協会等主催の活動は、協会員として企業が参加したことが証明できる資料~~

※10【協働活動の支援実績】令和7年度に実施した実績を評価対象とする。

静岡県との協働による公共土木施設（※11）の維持管理活動等に関する活動（リバーフレンドシップ制度、しずおかアダプトロードプログラム、砂防サポートプログラム、ポート・サポーター制度、維持管理活動等）について、静岡県と同意書や協定書を締結している特定非営利活動促進法第10条の認証を受けたNPO（以下「NPO法人」という。）に所属する社員に対し、この活動への参加を認めるなどした企業の実績を評価対象とし、NPO法人と県が交わした同意書や協定書等の内容と活動報告書等の活動内容が合致している活動の場合に評価する。

~~〔根拠書類〕~~

~~①社員であること（雇用関係）が証明できる資料~~

~~②上記社員がNPO法人の構成員であることが証明できる資料~~

~~③NPO法人と県が交わした同意書や協定書等~~

~~④上記社員がNPO法人の構成員として協働の取組に参加したことが確認できる資料（NPO法人作成の活動報告書（写）（NPO法人代表者の記名等が必要）、感謝状、新聞記事、地域情報誌等）で実施時期、実施内容及び社員名が証明できるものとする。~~

~~上記①～④の根拠書類のすべてが必要~~

※11 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条に規定する河川・海岸・砂防施設・林地荒廃防止施設・地すべり防止施設・急傾斜地崩壊防止施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園

※12 評価の対象となる「雇用実績」とは、令和7年度の雇用とする。

雇用実績は、県内居住者（雇用後に県内居住者となったものを含む）を新規雇用し、静岡県交通基盤部土木関係総合評価落札方式による入札の事前審査登録実施要領に基づく申請書提出日まで継続雇用され、以降も継続雇用の見込みがある場合を評価する。

【注2】企業の能力等に関する評価点については、配点合計である16点を14点に換算する。

（企業の能力等に関する評価点＝技術得点×14/16）

（ウ）実施方針等（50点）

	評価項目	評価細目	評価基準	配点 (50点)
実施方針等	業務理解度	業務の目的及び制約条件等の課題について	業務目的の把握	20点
			既存の堤防点検に関連する制約条件に関する把握	
			現地状況に関連する制約条件に関する把握	
			その他、上記以外の有効な記載がある	
	対応方針	抽出した課題に対する対応方針について	既存の堤防点検に関する制約条件への対応方針	30点
			現地状況に関連する制約条件に関する対応方針	
			その他、上記以外の有効な記載がある	

イ 価格評価

		評価項目	価格評価点
		評価基準	
入札価格	経済性	入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $\geq$ 評価上限価格	(1 - 入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 / 予定価格) $\times$ 技術評価配点合計(100点) $\times$ 1
		入札価格に消費税に相当する額を加算した金額 $<$ 評価上限価格	(1 - 評価上限価格 / 予定価格) $\times$ 技術評価配点合計(100点) $\times$ 1

※評価上限価格の算出方法は (3) に示す。

(2) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の (ア)、(イ) の要件に該当する者のうち技術評価点と価格評価点の合計 (以下「評価値」という。) の最も高い者を落札候補者とする。(評価値は、小数点以下1位止め (2位を四捨五入) とする。このとき、同じ評価値がある場合は、評価値に差が生じるまで小数点以下の位止めを増やすこととする。)

ただし、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは (ア)、(イ) の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者を落札候補者として決定することがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 入札に係る技術等が、本公告において明らかにした要件のうち、発注者の求める最低限の要求をすべて満たしていること。

イ 価格評価については、(3) に示す方法で算出した評価上限価格における評価を上限とする。

ウ 上記アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

エ 評価値の最も高い者が、落札者となることを辞退した場合、又は低入札価格調査により落札者として決定されなかった場合には、アの (ア)、(イ) の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の最も高い者 (以下、「次順位者」という。) を落札候補者として決定する。なお、次順位者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を決定する。

オ 入札後に落札候補者から提出された資格確認資料により、参加資格要件の詳細な確認を行う。その結果、参加資格要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。参加資格要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、資格確認資料の提出を求める。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

カ 入札後に落札候補者から提出された技術資料の根拠書類により、評価項目の詳細な確認を行う。その結果、評価項目の要件を満たしていると確認した場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。評価項目の要件を満たしていないと確認した場合は、次順位者を落札候補者とし、技術資料の根拠書類の提出を求めることがある。なお、落札者が決定するまで順次同様の手続きを行うものとする。

(3) 評価上限価格

評価上限価格は、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領」第3条第2項及び第3項に規定する調査基準価格の算定方法を準用して算定する。

(4) 評価内容の担保

業務の実施方針等に記載された提案内容すべてを業務計画書に記載すること。ただし、提案内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知 (指示) した内容については、業務計画書へ記載しないこと。

また、「総合評価落札方式 (建設関連業務) における技術提案等の履行確認シート」を契約後作成し、監督員に業務計画書提出時に提出し、提案内容の履行状況について監督員から確認を受けること。

受注者の責により入札時の提案内容が満足できない場合は、静岡県委託業務等成績評定要領及び静岡県委託業務等成績評定考査基準に基づき業務成績評定の業務執行に係る過失に伴う減点として、減点の対象とする。

1-8 入札日程

入札前の資格確認申請書	公告の日の翌日から令和8年9月4日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 午前9時から午後4時まで（資格確認申請書は、各2部（正本1部、副本1部）及び長3号封筒（簡易書留料金を含む重量に応じた切手を貼付）を併せて契約条項を示す場所に持参） *提出資料については、入札公告「共通事項」参照	入札公告「共通事項」 2-2
入札参加資格の確認通知	令和8年9月11日（金）までに電子入札システムにより通知する（持参の場合は郵送により通知する）	
入札前の参加資格確認で入札参加資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和8年9月18日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 午前9時から午後4時まで *電子入札システムの場合は、送信後に建設政策課インベーション推進班（TEL054-221-2497）まで電話連絡を行うこと。 ＜持参の場合＞ 午前9時から午後4時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2-4
上記の回答期限	令和8年9月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2-4
設計書及び図面（以下「設計図書等」という。）の交付	公告の日から令和8年10月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） 金抜き設計書：PPIにより交付する 特記仕様書：PPIにより交付する 図面：PPIにより交付する	入札公告「共通事項」 2-3
図面の縦覧（貸出）期間	公告の日から令和8年10月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」 2-3
設計図書等に対する質問受付期間	公告の日から令和8年9月17日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く） ＜電子入札システムの場合＞ 期間内の午前9時から午後4時まで ＜持参の場合＞ 期間内の午前9時から午後4時まで	入札公告「共通事項」 2-3
上記の回答書縦覧等の期間	回答の日から令和8年9月30日（水）まで	入札公告「共通事項」 2-3
入札書等受付期間 入札書等の提出	＜電子入札システムの場合＞ 令和8年9月30日（水）から令和8年10月1日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2-5

	期間内の午前 9 時から午後 5 時まで、ただし最終日は午後 4 時まで <持参の場合> 開札日時に契約条項を示す場所に入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書を提出すること。	
開札日時	令和 8 年 10 月 2 日（金）午前 10 時 00 分	入札公告「共通事項」 2－6
入札後に行う資格確認資料の提出	開札の日から令和 8 年 10 月 6 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の者の期日は別途指示する。） <電子入札システムの場合> 午前 9 時から午後 4 時まで ＊電子入札システムの場合は、送信後に建設政策課イノベーション推進班（TEL054-221-2497）まで電話連絡を行うこと。 <持参の場合> 午前 9 時から午後 4 時まで（契約条項を示す場所）	入札公告「共通事項」 2－2
入札後の参加資格確認で資格がないと認められた者の請求期限	通知を受けた日から令和 8 年 10 月 13 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）（次順位者以降の者の期日は別途指示する。） 午前 9 時から午後 4 時まで（契約条項を示す場所に提出すること。）	入札公告「共通事項」 2－4
上記の回答期限	令和 8 年 10 月 15 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）	入札公告「共通事項」 2－4

※紙による申請等は発注機関の承認が必要

1－9 設計図書等の交付方法

① 設計図書等の交付 ・原則 PPI により交付する。 ② 設計図書等の縦覧・貸出 ・契約条項を示す場所で縦覧・貸出を行う。
--

1－10 設計図書等に関する質問に対する回答

電子入札システムに回答を掲載する。 <縦覧の場合> ・契約条項を示す場所で縦覧を行う。

1－11 その他

「低入札価格調査制度による調査基準価格の設定」	有
前払金	業務委託料の 3 割以内を前払いする。
契約書作成	要
業務工程表の提出	要
業務代理人及び技術者の氏名の通知	書面

入 札 公 告（総合評価落札方式（簡易型Ⅰ事後確認型）入札後審査型・共通事項）

2－1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
静岡県における建設関連業務委託競争入札参加資格の認定を受けていること。（認定業種は入札公告（総合評価落札方式（簡易型Ⅰ事後確認型）入札後審査型・個別事項）（以下「個別事項」という。）に記載）
入札参加資格確認申請書（入札後審査様式第 2 号、以下「資格確認申請書」という。）の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年 8 月 29 日付け管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと。
会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

2－2 入札参加資格の確認

- (1) この入札の参加希望者は、資格確認申請書を作成のうえ提出し、入札前に入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に入札参加資格確認資料（以下「資格確認資料」という。）を提出し、入札参加資格の詳細な確認を受けなければならない。
- (2) この入札の参加希望者は、入札前に総合評価落札方式の技術資料（以下「技術資料」という。）のうち様式 4 号及び様式 5 号の根拠となる添付書類（以下「根拠書類」という。）を除いたものを作成のうえ提出し、総合評価における実績等の評価項目の基本的な確認を受けなければならない。また、開札の結果、落札候補者になった者は、入札後に技術資料の様式 4 号及び様式 5 号に関する根拠書類を提出し、総合評価における実績等の評価項目の詳細な確認を受けなければならない。
- (3) 資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の提出は、原則静岡県電子入札システムによる電送とするが、電子ファイルの容量により電送できない場合や紙媒体等による提出について発注者の承諾を得た場合は、持参等によることができる。

(4) 入札参加資格の確認等

ア 入札参加資格確認基準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書	入札後審査様式第 2 号
ウ 技術資料	入札公告「個別事項」に記載
エ 入札前に行う入札参加資格の確認	提出期限までに資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
オ 入札後に行う入札参加資格の詳細な確認	落札候補者となった者は、指定する期日までに入札参加資格確認資料を契約条項を示す場所へ提出すること。
カ 入札前に行う評価項目の確認と技術審査	提出期限の日までに技術資料（様式に添付する根拠書類を除く）を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
キ 入札後に行う評価項目の詳細な確認	落札候補となった者は、指定する期日までに以下の根拠書類を作成のうえ、指定する日時までに契約条項を示す場所へ提出すること。 （ア）予定技術者の経歴（様式 4 号）の根拠書類 （イ）企業の実績等（様式 5 号）の根拠書類
ク 入札参加資格条件に	○入札参加資格条件における同種業務の実績を確認できる以下の書類を提出

おける同種業務の実績の確認（入札条件とする場合）	すること。 ・入札参加資格条件における同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）業務カルテの写し等（上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」１－５に記載）
ケ 入札参加資格条件における配置予定技術者等の資格・業務経験の確認（入札参加条件とする場合）	○１－５に掲げる資格があることを的確に判断できる配置予定の技術者の入札参加資格条件における資格及び同種の業務経験を確認できる資料を提出すること。この場合、配置予定の技術者として複数の候補技術者に関する資料を提出することができる。また、他の業務に配置されている技術者が、従事している業務の完了等により本業務に確実に配置できる見込みがある場合は、当該技術者を配置予定技術者とすることができる。 ○配置予定技術者の資格、雇用関係を証するものとして以下の書類を提出すること。 ・法令による免許については、免許を証する書面の写し ・当該技術者との雇用関係を証する書面（市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等の写し） ・自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者であることを証明するものの写し ○入札参加資格条件における同種業務の経験を確認できる以下の書類を提出すること。（入札参加条件の場合） ・入札参加資格条件における同種業務の経験として記載した業務に係る契約書の写し又は一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）業務カルテの写し等（上記に加え、当該業務の概要が記された設計図書の写し等が必要な場合は、入札公告「個別事項」１－５に記載） ・入札参加資格条件における同種業務の経験が静岡県発注のものである場合は、委託業務成績評定点が記載されている通知書の写し（委託業務成績評定通知書等）又は検査合格通知書等
コ 入札参加資格条件における本社、営業所の所在地の確認	入札参加資格条件における静岡県内に本社、支店、営業所があることを証する書類〔県内に本社、営業所等があることを参加資格条件とする場合〕を提出すること。

- ・資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の作成及び申込に係る費用は、提出者の負担とする。
- ・入札執行者は、提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を入札参加資格の確認以外に、提出者に無断で使用しない。
- ・提出期限後における資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料の差し替え及び再提出は認めない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料は、返却しない。
- ・提出された資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料は、公表しない。
- ・資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に用いる言語は日本語とする。

2－3 設計図書等について

交付等の方法	入札公告「個別事項」に記載
質問	電子入札システム又は書面持参（様式自由）とする。
質問に対する回答	電送又は書面により回答し、書面の場合は契約条項を示す場所で縦覧する。

2-4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、入札執行者に対して入札参加資格がないと認めた理由について、説明を求めることができる。

入札参加資格がないと認められた者の請求方法等	電送又は契約条項を示す場所へ書面持参（様式自由）とする。
発注者の回答方法	契約条項を示す場所で書面により回答する。

2-5 入札執行の場所等

入札の場所	契約条項を示す場所
入札の方法	電子入札システムによる。ただし、発注機関の承認を得れば書面を持参して入札できる。 ＜電子入札システムによる場合＞ 電子入札システムにより入札書を提出すること。 ＜持参による場合＞ 事前に発注機関の承認を得て、開札日時に契約条項を示す場所に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状（代理人の場合）、入札参加資格確認通知書を提出すること。
その他注意事項	①郵送による入札は認めない。 ②持参による場合、入札書、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。なお代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。 ③落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ④入札執行回数は、2回を限度とする。

2-6 開札等

開札	契約条項を示す場所において、入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行うか、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。
落札者の決定方法	入札公告「個別事項」に記載
入札の無効	○本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに建設工事等競争契約入札心得（以下「入札心得」という。）及び〈現場説明、[現場説明を行う場合]〉現場説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、当該入札を無効とする。 ○低入札価格調査の対象者が、開札後速やかになされる当該調査の実施に係る意思確認に対し、応じられない旨の意思表示をした場合には、「建設工事等競争契約入札心得」第13条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札として当該入札を無効とする。 ○入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入札後に行う入札参加資格の詳細な確認において入札参加資格がないと確認された者や、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年8月29日付け管第324号）に基づく入札参

	加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。 ○入札後に行う総合評価の評価項目の詳細な確認において、落札候補者が申請した評価点と異なる配点となった場合は、当該落札候補者のした入札を無効とすることがある。
--	--

2-7 不落随契

再度の入札において落札者がいない場合の随意契約への移行基準等は次のとおりとする。

移行基準	再度の入札（２回目の入札）を行った結果、落札者がいない場合において、最低価格と予定価格との差額が予定価格の５％以下であるときは不落随契に移行する。
見積書を徴する者	再度の入札（２回目の入札）で有効な入札を行った者のうち、入札価格と予定価格との差額が予定価格の５％以下で、最高評価値であった者から見積書を徴する。

2-8 その他

入札保証金及び契約保証金	①入札保証金 免除。 ②契約保証金 免除。
契約書の作成	①契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。 ＜法令等の規定により紙の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が１０年を超える契約、自動更新条項付契約のいずれかに該当する場合を除く。＞ ②契約金額 ２,０００ 万円以上の場合、①の契約の締結は、静岡県電子契約システムにより行うことができる（電子契約の締結に同意する書面を提出した者に限る）。電子契約を希望する場合、落札候補となった日から入札後に行う入札参加資格確認資料の提出期限日までの間にその旨を契約条項を示す場所に、電子入札システム又は E-mail により送信すること。なお、送信後、契約条項を示す場所まで電話連絡を行うこと。
暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置	①本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 ②①により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。 ③受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
労働関係法令等遵守の誓約書の作成	事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第６条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るた

	め、以下の書類を提出すること。 ①契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第1号） ②本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第2号）の写し
その他	①静岡県公共事業電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。なお、代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合等、ICカードの不正使用が確認された場合には、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 ②電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札に変更する場合がある。 ③入札参加者は、入札心得及び契約書案を熟読し、入札心得を遵守すること。 ④落札者は、申請書に記載した配置予定技術者を、当該業務に配置すること。（配置技術者を入札参加条件としている場合） ⑤契約書案、契約約款、入札心得、仕様書及び現場説明書は、契約条項を示す場所で縦覧するものとする。 ⑥契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 ⑦資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 ⑧1－5に掲げる競争入札参加資格の認定を受けていない者も資格確認申請書、資格確認資料（添付資料含む）及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の確認を受け、かつ、競争入札参加資格の認定を受けなければならない。 ⑨低入札価格調査制度については、「静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領・運用」によるので、別途ホームページ等で確認すること。 なお、低入札調査対象者は、契約締結における条件として、自らの負担による「第三者による照査等」を実施しなければならないので入札において注意すること。 ⑩ 債務負担行為による複数年度の契約案件において、低入札価格調査等により債務負担行為設定年度中の契約締結が見込めない場合、本入札の執行を取りやめる。 ⑪発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに知られることのないように扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがあることとする。 ⑫その他詳細不明の点については、契約条項を示す場所及び事務を担当する機関へ連絡すること。

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 業務名

〇〇〇〇業務

(当初契約日 年 月 日)

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分の内容及び対応方針を速やかに県に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに県に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 下請負者から誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
 - イ 下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を県に報告すること。
 - ウ 下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該下請負者を通じて、ア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

発 注 者 職 名 氏 名 様

受 注 者 住 所
商 号
氏 名 (法人にあつては、代表者の氏名) 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）

誓 約 書

下記 1 に基づく業務の履行に際し、下記 2 の事項を誓約します。
この誓約に反したことにより入札参加停止等の処分を受けても異議は一切申し立てません。

記

1 元請契約名

〇〇〇〇契約

(当初契約日 年 月 日)

＊元請者が記載すること

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律その他の労働環境の整備等に関する法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務の履行に際し、別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、処分内容及び対応方針を速やかに下請契約（再委託契約及び労働者派遣契約を含む。以下同じ。）の発注者に報告し、是正のために必要な措置を講ずること。また、所管行政庁に是正の報告を行ったときは、その内容を速やかに下請契約の発注者に報告すること。
- (3) 本契約に基づく業務の履行に際し、再下請契約を締結するときは、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めるとともに、次の事項に留意すること。
 - ア 再下請負者から誓約書を提出させ、その写しを下請契約の発注者に提出すること。
 - イ 再下請負者が、本契約に基づく業務の履行に際し別表に掲げる法律に違反し、所管行政庁の処分を受けたときは、(2) の例により、それらの内容を速やかに報告させるとともに、その内容を下請契約の発注者に報告すること。
 - ウ 再下請負者がさらに第三者と下請契約を締結したときは、当該再下請負者を通じてア及びイと同様に、当該第三者からの誓約書の写しの提出等を行うこと。

年 月 日

下請契約の発注者 様

住 所
商 号
氏 名（法人にあつては、代表者の氏名） 印

別表 労働関係及び公正な取引に関する主な法律

1 労働関係

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律 50 号）
- (6) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (7) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (8) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- (9) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）

2 公正な取引等

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
- (2) 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和 31 年法律第 120 号）
- (3) 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和 5 年法律第 25 号）